

[illegible]

1-1. 令和元年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その2)

[illegible]

1-1. 令和元年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その3)

[illegible]

1-1. 令和元年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その4)

[illegible]

1-1. 令和元年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その5)

物質番号	対象化学物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	殺菌剤	農薬以外の除草剤	医薬品以外の農薬剤	可肥剤	難燃剤	銃弾	化石石油燃焼機器	その他
		ナセ切り以下	農薬	殺虫剤	殺菌剤	塗料	漁網汚汚剤	洗浄剤・化粧品等	防虫剤・消臭剤	汎用エンジン	たこの煙	自動車	二輪車	特殊自動車	船舶	鉄道車両	航空機	水道	オゾン留破壊物質	シオキシン類	低含有毒物質	下水処理施設	一般廃棄物処理施設									
393	ベタナフトール																															
394	ベリウム及びその化合物																															
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	●																			●											
396	PFOs																															
397	ベンジリジニトリクロリド																															
398	塩化ベンジル	●																				●										
399	ベンズアルデヒド	●								●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							△	×	
400	ベンゼン	●	●							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●					△	×	
401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	△																														
402	メフェナセート		●																													
403	ベンゾフェノン	●																				●										
404	ベンタクロフェノール																															
405	ほう素化合物	●	●	●			●														●							×				
406	PCB	×																														
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	●	●	●		×		●														●									×	
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル	●	●	●		×		●														●									×	
409	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	●	●					●														●										
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	●	●	●		×		●														●									×	
411	ホルムアルデヒド	●			●				●		●	●	●	●	●	●	●	×				●	●	●	●					△	×	
412	マンガン及びその化合物	●																			●	●	●	●	●							
413	無水フタル酸	●																			●	●	●	●	●						×	
414	無水マレイン酸	●	●																		●	●	●	●	●							
415	メタクリル酸	●																			●	●	●	●	●							
416	メタ																															

注1:環境への排出の可能性がと思われる物質のみ“○”、“△”、“×”を示しており、今後の知見の収集により推計対象を追加(又は削除)することがある。
注2:「すそ切り以下」のうち「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」では、利用可能データ数が10件未満のものを推計対象から除外したが、本表においては以下のとおり割り振った。

①推計値があり、利用可能データ数が6～9のものが3用途未満 → ●

②推計値があり、利用可能データ数が6～9のものが3用途以上 → ○

③推計値がなく、利用可能データ数の最大値が6件以上 → Δ

④推計値がなく、利用可能データ数の最大値が2～5件 → ×

⑤その他 → 空欄

注3:塗料で“○”を付けた対象化学物質は、摩耗による排出が推計されていない(塗料ロスのみを推計した)。

注4:推計していないものの寄与が小さいと考えられる場合(例:ヘリコプターの排気ガス)、本表においては「●:今回推計した」と割り振った。

注5:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。